

**由利本荘市サテライトオフィス誘致促進事業業務委託
プロポーザル審査委員会設置要綱**

(設置)

第1条 由利本荘市サテライトオフィス誘致促進事業業務委託の委託先業者を選定するにあたり、プロポーザル方式により企画提案や提案者の能力を評価し、当該策定業務の委託に最適な業者を選定するため、由利本荘市サテライトオフィス誘致促進事業業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会は、業者から提出された企画提案書、その他の資料を調査するとともに、これら企画提案書等の内容をもとに審査した上で、当該策定業務の委託に最適な業者を選定するものとする。

(委員)

第3条 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。ただし、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

- (1) 由利本荘市商工観光部を所管する副市長
- (2) 由利本荘市商工観光部長
- (3) 由利本荘市商工観光部商工振興課長
- (4) 由利本荘市商工観光部観光振興課長
- (5) 公益財団法人本荘由利産学振興財団事務局長

(委員長)

第4条 委員長は、前条第1号に掲げる者とする。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が当該職務を代理する。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて、事務局の職員その他の者の意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、当該業務を所管する商工観光部商工振興課

に置き、審査委員会の庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。